

令和4年度第3回（第59回） 外務省契約監視委員会  
議事概要

開催日及び場所	令和4年10月17日（月） 於：外務省669号会議室	
委員	委員長 中谷 和弘 委員 三笥 裕、宮本 和之、門伝 明子、増井 良啓	
抽出案件		(備考)
	一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	2/25 件
	一般競争方式（上記以外）	3/96 件
	指名競争方式	0/8 件
	企画競争に基づく随意契約方式	1/69 件
	公募に基づく随意契約方式	0/16 件
	その他の随意契約方式	4/208 件
	合計	422 件
		審査対象： 令和4年度第1四半期 リモート開催
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり。	別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	会計課調達官より「令和3年度外務省調達改善計画」上半期にかかる自己評価の進め方について、各委員より了解を得られた。	

別紙

委 員	外 務 省
<p>1. 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし）</p> <p>2. 指名停止等の運用状況 （特段の意見なし）</p> <p>3. 再度入札における一位不動状況 （特段の意見なし）</p> <p>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見なし）</p> <p>5. 抽出案件の審議</p> <p>②－95：「iOS 対応型携帯電話」賃貸借契約</p> <p>○本契約の落札率は 39.1%だったが、落札率が低い理由いかん。</p> <p>○一者応札となったのは、一か月の無料データ通信量が 7GB で設定されている等といった、設定の基準値が原因ではないか。</p> <p>○機器の制御システムが入札を困難にしているのではないか。</p> <p>⑥－206：「公用 iPad の導入および運用管理（ヘルプデスク）」業務委嘱</p>	<p>●本契約の予定価格は 3 者から見積取得の上で価格決定を行った。入札時、落札企業が競合により割引を行ったため、落札価格が予定価格より廉価となった。</p> <p>●入札を行わなかった事業者に理由を聴取したところ、一者は公用携帯に導入されている機器の制御システムを運用する事業者との連携の点で入札を行わず、また、もう一者は修理・故障時の同一機種調達の点で入札を行わなかった。いずれも、仕様書内のデータ通信量の基準値が一者応札の理由ではなかった。</p> <p>●一者応札ヒアリングにて、入札不参加事業者からは、契約から納入までの期間を延長した場合、企業連携のリスクが軽減すると回答があった。次回以降は契約から納入までの期間を長く取ることで、入札の困難さを軽減できると思われる。</p>

委 員	外 務 省
<p>○本件契約の iPad の運用管理業務について、1 台当たりの単価は、元となる契約単価と同額か。</p> <p>○貸出用 iPad では何台を運用し、どれくらいの作業量か。</p> <p>○今回の見積りの際、作業量はどのように決定したのか。</p> <p>○本件については、当初 50 台、今回 80 台といった形で契約しているが、今後も追加する予定はあるのか。</p> <p>○今後、iPad を追加調達した場合、運用管理業務を行っている本契約事業者と、価格について交渉する余地はあるのか。</p>	<p>●1 台当たりの単価は積算していないが、元となる契約の iPad の運用実績から、月平均 0.25 人月、1 日当たり 2 時間の作業量としており、その際の 1 時間当たりの単価は元となる契約と同額である。</p> <p>●貸出用 iPad は 50 台であるが、PC、プリンター等全ての端末の運用管理業務を委託しているため、iPad のみの作業量の算出は困難である。</p> <p>●現在運用している貸出用 iPad の障害対応や問い合わせ件数等の実績から決定した。</p> <p>●可能性としてはある。</p>
<p><b>⑥-5：「在外公館職員用 Microsoft 社ライセンス」の賃貸借契約</b></p> <p>○本件は全在外公館職員を対象としたものか。また、国によっては Microsoft のサービスに制限を受ける国があるが、本件で利用制限を受けている国はあるか。</p> <p>○本ライセンスは購入数によって単価に変動があるのか。ライセンスの追加調達分については単価に変更があったか。</p> <p>○本件の件名が「賃貸借」契約となっているが、ライセンスという性質を鑑みると「購入」ではないかと思われるが如何か。 なお、特段、変更までを求めるものではない。</p> <p>○契約関連書類に「Microsoft 社の年次応当日にライセンス数量の増減が可能であること。」とあ</p>	<p>●当然、見直しは図っていく。ただし、交渉する余地はあるが、極端に単価が下がることはないと予想される。</p> <p>●本件は約半数の在外公館の本官及び全在外公館の現地職員用を対象としている。また、利用制限は受けていない。</p> <p>●ライセンスの数により単価に変動があり、数量が多くなればボリュームディスカウントがあるが、今回のライセンス追加調達分の単価は基の契約の単価と同額である。</p> <p>●本件をどのように考えるかによると思われるが、毎月月額料金を支払う契約としてことから賃貸借としている。契約件名としてそぐわないというご指摘であれば、次年度以降の契約においては契約件名の変更を検討する。</p> <p>●然り。</p>

委 員	外 務 省
<p>るが、ライセンス数量の追加はこちらに基づいて行われたものか、また、原契約の書類にも同文言が含まれており、こちらを根拠に同単価での追加を行ったものか。</p> <p><b>⑥-183：「『領事業務情報システム』の電子納付にかかる共通機能の設計・開発」業務委嘱</b></p> <p>○令和4年度のシステム改修は、令和3年度の契約に引き続き行った由であるが、契約が2つに分かれた理由及び重複する作業の有無如何。</p> <p>○電子決済はクレジットカード払い以外も可能になるのか。</p> <p>○令和4年度の作業は令和3年度の契約に基づき同一事業者と継続して随意契約にて行われたということだが、初年度に改修全体の額は判明していたか、また、価格の妥当性をどのように担保したか。</p> <p><b>①-22：「外務省 IT 広報業務の業務・システム最適化にかかるプロジェクト・マネジメント・オフィス支援」業務委嘱</b></p> <p>○前システムのとくにプロジェクト・マネジメント・オフィス（PJMO）支援事業を行っていた事業者はどこだったか。</p>	<p>●令和4年度において電子決済代行業者及び証明オンライン申請の2件の調達（入札）が予定されており、その仕様を見極める必要から、外部データ連携実現のための改修は別途行うこととした。工程の重複は発生していない。</p> <p>●今回はオンラインによるクレジットカード決済のみ実現する。今後、ニーズに応じて他の決済方法も実現するべく検討していく。</p> <p>●契約額は年度毎の経費積み上げによるもの。令和4年度改修の内容が明らかになったのは令和3年度末であったので、予め令和4年度を含む全体の額が判明していたわけではない。また、本件調達においては仕様調整の過程でデジタル統括アドバイザーによる価格を含む契約内容の妥当性の検証を行っている。</p> <p>●令和2年度からの現行の統合 Web 環境の稼働後、運用保守フェーズにおける安定的稼働に向けた運用支援を得るため、構築時と同一の事業者業務を委託していたが、本年令和4年度より安定稼働フェーズに入ったことから、総合評価方式での入札を実施した結果、引き続き本契約事業者に委託することとなった。</p> <p>ご質問については、現在過去の資料を持ち合</p>

委 員	外 務 省
<p>○PJMO 支援業務ということで、いろいろな事業者を束ねることになると思うが、PJMO 支援事業者が束ねられる側にも入ってしまうことはないか。</p> <p>○本件業務を実施するには、情報システムに関する高度な知見を有し、より優れた人材を擁する受注先の選定が必要であり、総合評価落札方式としたというのは賛成である。他方、本件入札は WTO 政府調達協定の対象ではあるが、同時に情報セキュリティにかかわる案件でもあり、経済安全保障とも関わってくると思うが、その辺りをどのように捉えているのか差し支えない範囲で教えていただきたい。</p> <p><b>④-1: 「難民等救援」業務委嘱</b></p> <p>○運営費に相当する部分は何か。</p> <p>○人件費等で執行できなかった分については、実費精算をしているのか。</p> <p>○企画競争をする意義如何。</p>	<p>わせていないので正確に状況をお伝えすることはできないが、令和2年度から運用している現行の統合 Web 環境の前システムにおいても本契約事業者にも業務を依頼していた。</p> <p>●構築及び運用保守は別事業者が実施。PJMO 支援事業者は外務省側の立場からの支援業務を担うため、束ねられる側の PJMO 支援事業者が束ねられる側と同じ事業者になることはない。</p> <p>●ご指摘の経済安全保障という観点については、何を根拠に条件を絞るのか、またそれを契約関連書類に明示するのが難しいところ、現状、総合評価方式での評点の中で調整するのが適切ではないかと考える。</p> <p>●一般管理費が運営費に相当する部分である。</p> <p>●実費精算をした上で、残額については国庫返納している。</p> <p>●本委託事業は継続性が求められる重要な人道事業である。具体的には、難民等に関する高度な専門性や知見を有したマンパワーと一定の施設を要し、特に、政治的意見等を理由に国籍国から迫害を受けるおそれのある難民の性質上、情報の機密保持、安全性の確保等に厳重な注意が必要な事業であり、実施に当たっては一定程度以上の質の確保が求められる。このように本件事業の実施には技術的要素の評価が重要なことに加え、国際社会における難民問題の動向を踏まえると、人道上の観点からも事業の質を確保しつつ、安定的に運営していかねばならない。したがって、受</p>

委 員	外 務 省
<p>○本件事案の性格や一者応札が続いている実態に鑑みれば、外務省の手間を考えて、随意契約をするということもありえるところ検討して欲しい。</p> <p>○難民等の個人情報保護に関して、外注先に対しても保秘を確保できる体制となっているか。</p> <p>○難民が本事業における手続きなどで困難に陥った場合に相談できる所はあるのか。</p> <p>○生活費の基準額はどのように決定しているのか。また、改訂はされているのか。</p> <p>○企画競争は外部有識者の審査を経ているとのことであるが、どのような人物がどのような形式で実施しているものか。一者応札が続いている状況に鑑みれば、実際に重要なのは採点表の中でも「コメント・気づきの点」の部分ではないかと思うが、事業者はその結果は伝わっているのか。</p> <p><b>⑥-153：「在外現地職員等の国内支援」業務委嘱</b></p> <p>○契約期間が令和4年4月1日から令和4年8月31日となっているが、今後の予定いかん。</p>	<p>託団体の選定に際しては、公募型の企画競争を通じ、企画内容の技術審査を行う方式を採用している。</p> <p>●外務省より1年に1度個人情報保護法に基づく監査を実施する等、適時適切な指導をしている。</p> <p>●本事業については、相談窓口が設けられており、本件実施事業者に相談することができる。また、必要に応じ外務省に相談することもできる。</p> <p>●生活費の基準額は、生活保護法の基準を参考とするとともに個別の難民認定申請者の生活状況について調査を行った結果として決定しており、平成9年と平成31年度に改訂を行っている。</p> <p>●企画競争審査をする外部有識者は、学者、弁護士、公認会計士等であり、書面審査を実施している。外部有識者からの「コメント・気づきの点」の内容は、事業者に共有し事業改善に役立てている。</p> <p>●アフガニスタン情勢悪化に伴い、在アフガニスタン日本国大使館現地職員及びその家族を一時的に本邦に退避させるオペレーションを実施してきたところであるが、一部の職員は帰国して現地で業務を再開していることから、日本に引き続き滞在を希望する職員との雇用契約は本年8月31日をもって終了し</p>

委 員	外 務 省
<p>○アフガニスタン情勢悪化に伴う在アフガニスタン日本国大使館現地職員等の本邦退避に係る各種国内受入れ業務について、4者との随意契約を締結しているが、例えば契約先をJICA一本としなかったのは、それぞれの契約の性質又は目的が競争を許さないものであったためとの認識で良いか。</p> <p>①-17:「外務省研修所等電気供給」業務委嘱</p> <p>○昨今のエネルギー価格の高騰もある中、再生可能エネルギー100%に拘らずに入札を行うことも考える必要があるのではないか。</p> <p>○各施設で基本料金、単価等が違っているが、これでは比較が出来ないのではないか。単価の高い施設の使用量が多かった場合、入札に参加した他社の方が安くなることもあるのではないか。</p> <p>単価等の積算方法について仕様書等に明記していないのか。</p> <p>②-92:「可動型車両ストッパー」の購入</p> <p>○一者応札の理由いかん。参考見積書の提出のあった事業者の不参加理由いかん。</p> <p>②-25:「執務室レイアウト変更に伴う什器」の購入</p>	<p>た。</p> <p>したがって本件業務委託契約についても同日をもって終了したため、今後の契約更新は行わない。</p> <p>●ご認識のとおり。</p> <p>●来年度以降の入札に際しては、経済情勢も考慮して再エネ率を指定するかどうか検討することとしたい。</p> <p>●入札では、事業者側で施設毎に基本料金、単価等を決められるようにしており、合計で安価な事業者を選定している。各施設の実際の使用量によっては、施設単位で比較した場合、結果として入札に参加した他社の方が安くなる可能性もあり得る。単価等の積算方法について仕様書には特段明記していないが、入札書類では各施設別に単価を設定できる様式を使用している。</p> <p>●参考見積もりのあった事業者は、社内において検討・準備が間に合わなかったと回答があった。また、車両テロや暴走車両の阻止に特化した仕様としたため、従来の車両ストッパーと比べ、取扱事業者が少なかったことが考えられる。</p>

委 員	外 務 省
<p>○入札の公告期間が令和4年2月1日から15日と年度末に近いとため、事業者の参入が難しかったのではないかと。</p> <p>○廃棄物品を産業廃棄物として処理する費用は契約の中に含まれていたか。</p> <p>○産業廃棄物として処理するかは分からないとしても、事業者が適切に廃棄すると考えているか。</p> <p>○入札実施時に一者不参加となっているが、これは調達期間が短かったことによるものではないか。</p>	<p>●入札実施に至るまで、予算措置、当課業務との日程調整等を勘案し、このタイミングでの実施となった。</p> <p>●一般的に本件のような既存備品の撤去、引き取り、廃棄まで一括した対象とした調達を実施している。右の処分手法は、受注者に委ねられており詳細は把握していない。</p> <p>●過去問題になったケースはなく、適切に処分されていると思料する。</p> <p>●入札説明会には、入札不参加の事業者も参加していたことから、調達期間と直接の関係はないと考える。</p>